

羽咋市インバウンドPR動画制作におけるインフルエンサー招聘業務委託 に係る仕様書

1 委託業務名

羽咋市インバウンドPR動画制作におけるインフルエンサー招聘業務委託

2 実施目的

本業務の目的は、訪日観光客向けのデジタル情報発信力の強化による、本市への誘客促進および関係人口の増加である。

そのため、訪日観光客が旅行前の情報収集や滞在中に利用する動画配信プラットフォームである YouTube において活動するインフルエンサーに本市の観光資源（妙成寺・千里浜なぎさドライブウェイ・気多大社等）を活用した動画の作成および配信、羽咋市内で開催されるイベントへの参加を委託し、「旅して応援、能登」等震災復興関連の観光推進事業が展開される令和8年度における羽咋市の観光需要拡大を促進する。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 契約上限金額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務概要

- (1) 欧米豪向け動画および台湾・アジア向け動画各1本以上（本編：10～20分程度・ダイジェスト版：約30秒・サムネイル）の制作

市内観光資源等（施設・文化財等）を活用し、その魅力をPRするとともに、視聴者が羽咋市に来訪するための動機付けとなるよう、受託者の創意工夫を凝らした動画・サムネイル画像を制作すること。

- (2) 情報発信・来訪促進導線の構築

制作・発信する動画、Web記事及びSNSコンテンツについては、対象地域の魅力発信にとどまらず、閲覧者の実際の来訪・周遊につながるよう、宿泊施設、飲食店、観光・体験コンテンツ、交通アクセス等の関連情報を整理し、必要に応じて公式サイト、予約ページ等への導線を設けること。

また、地域情報を発信する公式観光サイト、Webメディア等との連携により、動画視聴後に詳細な地域情報を取得できる仕組みを構築すること。

(3) 成果物の提出

以下の成果物等を、CD-R 等に格納し、別途定めた期限までに提出すること。

※提出期限については企画提案されたスケジュールに基づき、羽咋市と受託者が協議したうえで設定するものとする。

なお、制作動画等の所有権、肖像権、及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）等は、納品日をもって受託者が羽咋市に無償で譲渡し、以後羽咋市に帰属するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は羽咋市及びその指定する者に対して必要な範囲において無償で使用することを許諾するものとする。

①業務において作成した映像データ等全ての成果物

動画形式は mp4、画像形式は jpeg 及び png 形式で提出すること。

②実施報告書

報告においては、配信プラットフォーム等から抽出・分析したデータ等を用い、動画配信後の反響を示すこと。

(4) 動画制作等における関係先との協議・調整

(5) 市内で開催されるイベントへの告知・参加

羽咋市内の観光施設やチャレンジショップなどで開催されるイベントに 1 回以上参加すること。また併せて、そのイベントの告知を行うものとする。

6 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に市に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

7 その他補足事項

(1) 動画作成に必要な機材や通信機器等については、受注者が用意すること。

(2) 動画制作にあたり、受託者はあらかじめ羽咋市と協議・調整を行い、また、動画完成までに複数回、内容確認及び修正指示等の機会を設けること。

(3) 成果物は、羽咋市が業務委託終了後も必要に応じて再加工・再利用（二次利用）を行うことを前提とし、今後の羽咋市の観光誘客事業等に活用できる内容・仕様にする。また、出演者の肖像権等の問題により、次年度以降の動画配信に伴う新たな費用負担が発生しないようにすること。

(4) 動画・サムネイル内の人物・商標等が肖像権に触れる場合は、画像処理を施すこと。

- (5) 配信媒体・受託者のチャンネル登録者属性等を踏まえ、視聴者に対してより効果的に訴求する動画を提案すること。
- (6) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は羽咋市に生じた損害を賠償すること。
- (7) 業務委託終了後、成果品に瑕疵等が認められた場合には、羽咋市の要求に従い、受託者の責任において速やかに無償で是正すること。
- (8) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に準拠し、事業実施にあたって収集した個人情報及び法人情報について、羽咋市に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得るとともに、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩・滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (9) 本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、決定する。ただし、両者の協議で決定ができない場合には、市の指示に従うことにする。